

「生ごみきたい肥化モデル事業」始まる

市では、循環型社会に向けた取り組みとして、本年1月から刈谷行政区の427世帯の参加で、生ごみたい肥化モデル事業をスタートしました。このモデル事業は、平成24年3月を期限に、分別収集して生ごみからたい肥を製造するもので、年間約80トンのごみ減量が見込まれます。

🗑️ 実施方法は！

- ①水切り用バケツを使用し、収集までの3日～4日間、生ごみを家庭で保管します。
- ②水切りバケツに入れる生ごみは、調理くず、食べ残し、食べられなくなったお菓子などです。
- ③腐敗防止とバクテリアによる分解促進のために「EM ぼかし」を生ごみに振り掛けます。「EM ぼかし」の量は、生ごみ一日分(流しの三角コーナー…1杯約500g)に対し、約16g(大さじ3杯程度)です。
- ④収集日(燃えるごみの日)に、集積所に前日設置した蓋付き大型バケツに水切りバケツの生ごみを空けます。
- ⑤生ごみは容器ごとに市内養豚場に搬入し、約3カ月かけてたい肥になります。

家庭での分別というひと手間により、生ごみがたい肥に生まれ変わり、利用されることで、「循環型社会の構築」および「焼却施設の延命化」に繋がっていきます。そのため、刈谷行政区でのモデル事業への参加者を拡大していきますので、ご参加をお願いします。

🗑️ 生ごみたい肥化モデル事業をなぜするのか

市の家庭や事業所から廃棄されるごみの総量は減少に転じているものの、平成21年度は28,520トンのごみを処理するため約11億円の経費を投入しました。また、家庭から排出された燃えるごみの約40%を生ごみが占めており、ごみ減量の大きな課題となっています。市のバイオスタウン構想では、生ごみを有効なバイオマス資源とし、生ごみたい肥化が位置付けされています。そういったことから、今回、刈谷行政区、市内畜産事業者および行政が連携し、生ごみたい肥化モデル事業を実施するものです。

🗑️ ごみの削減は市民の協力が不可欠！

「循環型社会」を実現するためには、国や自治体による法的な整備や施策の推進だけではなく、一人ひとりが自分のライフスタイルを見直すことが必要です。

私たちは循環型社会を目指し、「ごみを出さない(リデュース =Reduce)」、「再使用する(リユース =Reuse)」、「再利用する(リサイクル =Recycle)」の「3R」を意識して実践する必要があります。

できる限り無駄な商品を買わない、物を大切に長く使う、不要な生産や不要な消費を抑え、ごみを減らすことや不要になったものを必要な人に譲ったり、再生できるものは再生利用するなど、大量生産、大量消費、大量廃棄時代に慣らされた意識を変えていくことが求められています。



問い合わせ 市廃棄物対策課 ☎内線1571、1572